

第4章

外銀規制と競争政策

弥永 真生

銀行に対する規制の根拠としては、銀行業に関連して、外部性、情報の非対称性および独占という三つのタイプの市場の失敗が生じうるからであるといわれている（詳細については、第1章参照）。

すなわち、まず、ある銀行の破綻は他の銀行の破綻リスクを高めるため、取付けの問題が生ずる（Diamond & Dybvig [1983]）。そして、取付けの可能性は、健全で支払能力を有する銀行にとっても悪影響を与えることになる。伝播する破綻、とりわけ、支払メカニズムの破綻はマクロ経済に重要な悪影響を与える（cf. Bernanke [1983]）という外部性の問題がある。また、情報の非対称性という観点からは、金融サービスの購入者（預金者など）にとっては、当該金融サービスの質について十分な情報を得ることができないか（cf. Nelson [1970]; Darby & Karni [1973]; Shapiro [1983]; Hoschka [1993: 33]）、過大な費用を要することを指摘できる。そのような購入者は金融仲介機関による搾取を受けやすい。さらに、規模の経済が働き、決済システムが複数存在することは非効率的であるため、自然独占が生ずる。このような場合には、市場からの退出には埋没原価（sunk cost）¹が存在するため、個々の銀行が市場力を有することになり、銀行業を営むために必要な最低限の利益マージンが減少することを防止するために新たな参入を防ぐ方向に働く²。

ところで、地場金融機関とは異なる規制を外国銀行に対して加えることは、多くの国で見られる。このような規制が健全性規制の観点から必要とされる規制であると位置づけられるのか、それとも自国の銀行を保護する、あるいは自国の金融市場における競争を抑制す

¹ 埋没原価とは、ある行動を行うか行わないかによっては増加しないコスト（典型的には固定費部分）をいうが、本文の文脈では、規模の経済が働くため、ある銀行が退出しても、決済システムの運営に要する費用は減少しないことを意味する。

² たとえば、Davis [1997: 535-537]参照。

のための規制であると位置づけられるのかということは考察に値する³。なお、以下では、外国銀行とはその本店が外国にある金融機関をいうものとする。

外国銀行に対して、地場金融機関とは異なる規制を加える理由としては、第一に、以下のような弊害が懸念されるからであると指摘されてきている (Levine [1996])。

外国銀行が参入し、海外市場とのリンケージが強まると、海外への資金流失 (資本逃避) が悪化する可能性がある、外国銀行は富裕層や大企業・外国企業など良質な顧客層しか相手にせず、host country の一般大衆を相手とするリテール市場ではサービスを提供しない⁴、外国銀行が、豊富な資本と高度の金融技術によって市場を支配してしまう、外国銀行は長期的な視点から host country と関係を持とうとせず、何らかの問題が host country または home country で発生した場合には引き上げてしまう、進んだ技術と幅広いサービスを提供する外国銀行が進出すると、受入国の監督・規制の能力が追いつかず、結果として金融システムの安全性が脅かされてしまう、というような指摘がなされてきた。

第二に、外国銀行に対する規制を加えることによって、地場金融機関の既得権益を保護する、あるいは、国策として、外国市場に通用するような地場金融機関を育成するために (幼稚産業である) 地場金融機関を保護するというようなことも考えられる (Montinola & Moreno [2001])。すなわち、金融機関は戦略産業であるという位置づけを与えている国が少なくない。このような根拠に基づく外国銀行規制は、短期的には、競争抑制的であるが、アジア諸国においては、まず、競争力をつけてから競争させようという考え方はかなり広く見られるようである。

第三に、銀行は国民経済の重要なインフラであり (Globerman [1999: 12])、いわば、国家安全保障の観点⁵から、国内市場においては、地場金融機関がある程度のプレゼンスを有す

³ 外国との競争から国内の金融業を保護する効果を有することが多い外国銀行の参入規制は、従来、預金者保護および金融と財政の安定性の維持によって正当化されてきた (たとえば、Hoschka [1993: 31]参照)。いわゆるチェッキーニ・レポートも、金融サービス担当部局に「共通に見られる特徴は、一方では主として健全または安全を目的としつつも、しばしば、副作用 (side effect) として、市場への参入を制限する傾向のある」政府の規制上の役割であると指摘していた (Cecchini [1988])。

⁴ このようないいとこ取り (クリーム・スキミング)により、外国銀行が収益性の高い部門を押さえ、地場金融機関がハイリスクの部分に特化することによって、割を食うことになることに対する懸念もあるようである。また、市場競争が激化して利潤が低下すると、地場金融機関がそれをカバーするために高いリスクをとってでもハイ・リターンをめざし、その結果、金融システムの安定を害する結果を招くのではないかという懸念もある。

⁵ たとえば、カナダが 1967 年銀行法により、外国人による地場金融機関の株式保有について制限を加えることとなったのは、外国の利益をカナダの利益よりも重視して外国銀行は行動するのではないかという懸念に基づくものであった。たとえば、Transport Canada [2003: 29] 参照。

ることが必要であるという見方もありえよう⁶。たとえば、外国銀行は host country の産業育成などのために必要な（それ自体としては収益性が高くないが）融資を十分に行わないというようなことも考えられようし⁷、host country の（金融）政策の実効性を高めるといふ観点からは、当局の要請に協調する可能性のより高い地場金融機関のシェアが大きいことが必要であるとも考えられる⁸。もっとも、このような根拠に基づいて、外銀規制を行うことは競争政策という観点からは正当化しにくい。

第四に、国内預金者の保護という観点からは、外国銀行に対する規制が必要であるという考え方もありうる。外国銀行の参入による市場競争の激化は、金融システムの安定に悪影響を与えるのみならず、地場金融機関の破綻につながる可能性がないとはいえず、その結果、内国預金者の保護に欠けることになったり、逆に、host country が預金者等の保護のために預金の保証や最後の貸し手として財政的支出を行うと⁹、host country の財政負担が増大することになるかもしれない。

また、外国銀行は、何らかの問題が host country または home country で発生した場合には引き上げてしまうことから¹⁰、監督上の適切な措置が講じられていないと、預金者の実効的な保護に欠けるという弊害がありうる¹¹。

すなわち、セーフティ・ネットあるいは退出システムが脆弱であると、host country 側の財政的負担が多くなり、または預金者保護に欠ける結果をもたらすため、外国銀行に対する健全性規制の必要性がより大きく、その結果、競争制限的な効果をもたらすことがありうる。

6 市場競争を通じて、時間の経過とともに地場金融機関の経営効率が改善し、最終的には参入してきた外国銀行と対抗できるだけの市場競争力を持つようになるか、その前に地場金融機関が淘汰されるおそれがあるか（たとえば、Transport Canada [2003: 24]）のかという問題である。

7 たとえば、Transport Canada [2003: 24]; Globerman [1999: 12-13]参照。

8 詳細については、Task Force on the Future of the Canadian Financial Services Sector [1998a] [1998b]; Globerman [1999: 12]; Conklin & Lecraw [1997: 1-30].

9 地場金融機関の場合に比べると、支出した額の全部または一部を倒産処理手続きなどを通じて回収することが困難かもしれない。また、外国銀行に対する財政的支出（とりわけ、最後の貸し手としての機能）は、外国銀行の株主等に対する富の移転をもたらす可能性があり、政治的にみて正当化されにくいという見方があるかもしれない。

10 評判を維持するというインセンティブが弱いかもしれない。

11 アルゼンチンの金融危機の際にはそのような弊害があったと指摘されている。Del Negro & Kay [2002].

第1節 外国銀行の現地法人の設立を認めるか／要求するか

外国銀行の現地法人の新規設立を原則として認めていない国やきわめて限定的にのみ認めている国もある。これは、主として、地場金融機関を競争から保護しようとする趣旨であると推測されるが、外国銀行が先進的なリスク管理手法を用いているような場合に、監督当局が対応できず、十分な監督ができないという懸念をふまえた政策であるという面が全く見られないわけではなからう。

他方、外国銀行に対して支店形態での進出を認めないという方向もみられる¹²。これは、支店が法人格を有していないことによる監督上の問題、倒産時の預金者の保護、預金保険制度との関連から説明することもできる。しかも、Basel IIの適用との関連で外国銀行の支店が先進的内部格付け手法を採用した場合に、支店の所在地の監督当局がそれを検証することができないとすると、この点でも、監督上の問題が生ずるからである。

もっとも、これは、競争政策の観点から説明できないわけではない。たとえば、Basel IIの適用との関連で、欧米や日本の主要金融機関は所要自己資本の額が少なくなる可能性が高い内部格付アプローチを使用すると推測されるのに対し、アジアの地場金融機関の多くはデータ不足などから所要自己資本の額が多くなる可能性の高い標準的アプローチを使用するケースが多いと推測されるため、外国銀行の方が競争上有利になるのではないかという懸念がある。

第2節 外国銀行の支店

1. 店舗規制

かつて、わが国においても、店舗規制は、競争制限的な規制として内国銀行を対象として採用されていた。したがって、外国銀行の支店に対する店舗規制が競争制限的な規制であり、かつ、地場金融機関を外国銀行との関係で有利に扱うことによって保護するという面はきわめて強いと考えられる。たとえば、上述のように、Basel IIとの関係で日本や欧米

¹² 詳しくは、たとえば、Cerutti, Dell’Ariccia & Martínez Pería [2005]参照。現地法人を設立することには、支店形態で進出する場合に比べ、安定的・長期的に host country にコミットすることの意思が現れていることも、host country が現地法人形態で銀行業を営むことを要求するようになっている理由の一つかもしれない。

の金融機関が有利であるとすれば、競争上不利な地場金融機関を保護するという政策にも合理性があるのかもしれない。

しかし、現地法人の設立を外国銀行に自由に認めるのであれば、支店形態での進出に対して、店舗規制を加えることには、健全性規制との関係での意義を認めることができないわけではない。すなわち、銀行監督の実効性を担保するためには、現地法人形態での進出が望ましいことから、外国銀行に対する店舗規制は現地法人形態での進出のインセンティブを与えるものであると位置づけることもできる。

2. 提供することができるサービス（とりわけ、リテール業務）の規制

支店の店舗数が1つに限られるのであれば、リテール業務が禁止されていること自体が、実質的にみて、さらに競争制限的な効果を生じさせているとは評価しにくい。他方で、支店形態での進出が銀行監督の実効性の観点から問題があるのだとすれば、健全性規制の観点からも、支店形態ではリテール業務を行うことを認めないというのも一つの政策である。

また、預金者保護の点からは、支店形態の場合、外国銀行が破綻した場合に十分な保護が受けられるかどうかという問題がある¹³。もちろん、持込資本規制や預金保険制度によってこの問題を緩和することはできよう。

3. ATM 網への参加

支店の店舗数が1つに限られ、あるいは、リテール業務が禁止されているのであれば、ATM 網への参加が認められていないこと自体は、実質的にみて、さらに競争制限的な効果を生じさせているとは評価しにくい。

しかし、リテール業務が認められている状況の下では、ATM 網への参加が認められないことは、競争制限的であるということができよう。もちろん、脆弱な外国銀行の支店が ATM 網を利用することによって、他の参加銀行に悪影響を与える可能性があるという面は認められ、ペイメントシステムの健全性という観点からすれば、実効的な銀行監督を行うことができない外国銀行の支店が ATM 網に参加することに問題があるという見方もありえよう。

¹³ とりわけ、アメリカ法 (Depositor Preference Act of 1993) 上、アメリカに本店がある場合には、アメリカ国内債権者が優先権を有することとされている。オーストラリア法も同趣旨の規定を有している。

4. 預金保険への加入の可否と規制に対する評価

外国銀行の支店の預金保険への加入を認めないことは、リテール業務を行おうとしている外国銀行にとっては、一方では、競争上不利益である（預金保険の保護がない預金であれば、高い金利でなければ、預金者を獲得できない）と見ることもできるが、他方では、預金保険料の負担なしにリテール業務を行うことができ、その結果、費用を削減できるという点で有利であるという評価も可能である。

そして、預金者が必ずしも十分な知識と能力を有していない（預金保険の対象となっていないことを知らない、知っていてもその帰結がどのようなものなのかを理解できない）とすれば、預金保険に加入せずに、リテール業務を行うことを認めることには問題があるという面も認められる。

もともと、外国銀行の支店に対する銀行監督が不十分である場合に、外国銀行の支店に預金保険への加入を認めると、財政的基盤が脆弱なあるいは不正が行われやすい外国銀行支店が加入し、その外国銀行が破綻し、その結果、預金保険加入銀行については支店所在地国の不相当な経済的負担を惹起するという問題がありうる。

なお、支店所在地国において、預金保険制度が整備されていない場合には、金融機関の破綻は、預金者の保護に欠けるという結果を招くか、逆に、国が事実上預金を全額保護するという形で預金者を保護することになるから、いずれにしても、外国銀行との関係では問題のある結果ということになる。

5. 持込資本規制

日本は採用していないが、多くの国々では、支店形態での進出に際して、持込資本規制を加えている。これは、外国銀行破綻時に、支店所在地国に一定規模の財産が保有されているようにするための規制であり、とりわけ、支店にリテール業務を行うことを認める場合には、預金者保護に資すると期待されている。支店のみの倒産処理手続きが可能であれば、持込資本規制の下では、少なくとも、持込資本の範囲内では、支店所在地国の預金者への配当にあてられる財産が確保されるからである。

持込資本規制は、競争政策的にみると、参入障壁であるという面もないわけではないが、地場金融機関に対して、最低資本金／純資産額規制を加えているのであれば、逆に、競争条件の均等化（level playing field）を実現するものであると評価することもできる。

第3節 外国銀行の現地法人

1. 店舗規制

外国銀行の現地法人に対して、地場金融機関と異なる店舗規制を加える合理性は健全性規制の観点からは説明しにくい。なぜならば、現地法人である以上、外国銀行に対しても地場金融機関と同じ監督が可能だからである。したがって、銀行監督当局の能力不足を理由としない限り、外国銀行の現地法人に対する店舗規制は、地場金融機関を保護・育成するという目的以外で合理的に説明することはできないと思われる。

店舗規制は、たとえば、外国銀行の現地法人が、比較的新しく、かつ、収益性の高いサービス、たとえば、プライベート・バンキングにおけるシェアを急速に増加させることを抑止し、地場金融機関を育成する効果を有するかもしれない。すなわち、外国銀行の浸透のスピードを抑えることによって、外国銀行が提供する新しいサービスや商品に地場金融機関がキャッチ・アップする余裕を与えるということがありうると考えられる。

2. 提供することができるサービス（とりわけ、リテール業務）の規制

外国銀行の現地法人に対して、業務範囲規制を加える合理性は健全性規制の観点からは説明しにくい。なぜならば、現地法人である以上、外国銀行に対しても地場金融機関と同じ監督が可能だからである。また、倒産法上の取扱いも現地法人であれば、地場金融機関と差がない。したがって、地場金融機関を保護・育成するという政策（上述1参照）を理由としない限り、外国銀行の現地法人に対する業務範囲規制は、監督当局の能力不足が合理的な根拠となりえよう。

3. ATM 網への参加

外国銀行の現地法人に対して、ATM 網への参加を認めないとする合理性は健全性規制の観点からは説明しにくい。なぜならば、現地法人である以上、外国銀行に対しても地場金融機関と同じ監督が可能だからである。

また、ATM 網はリテール業務を行う金融機関にとっては *essential facility* ということができ、地場金融機関が外国銀行の現地法人に ATM 網への参加を認めないことは、場合によ

っては競争法上の問題を惹起するのではないかと思われるが、アジア諸国ではそのような問題意識は乏しいようである。

第4節 コーポレート業務関連の規制

コーポレート顧客は自衛能力を有していると考えられるため、リテール業務と異なり、預金者保護という観点から、外国銀行によるコーポレート関連業務を規制する必要性は少なく、少なくとも、明文のルール上は、外国銀行に対してコーポレート業務の範囲について、地場金融機関と異なる規律を加えている国は少数派であるといえることができる。

もっとも、コーポレート関連業務の内の一部は、収益性が高いという見方もあり、外国銀行がおいしいところ取りをすることは、地場金融機関の比較において、不公平な結果を生じさせることになるという見方もあり¹⁴、その観点から、店舗規制が、外国銀行が収益性の高いコーポレート関連業務を行い、地場金融機関がより収益性の低いコーポレート関連業務あるいはリテール業務¹⁵を行うという事態を防止するという点で意義を有するという評価もありうる。

また、必ずしも、地場金融機関と異なる規律に服すると評価できるものではないが、一定の政策融資を行うことが外国銀行に対する免許の条件あるいは店舗（の追加的）開設の条件とされることがある。これは、地場金融機関と同じレベルのものであると評価できる限りにおいては、かえって、**level playing field** を確保しようとするものであり、競争政策的には合理性があるといえることができる。

なお、アジア諸国においても、外国銀行に関するコーポレート業務についての制約はリテール業務についてのそれよりもかなり緩いのが一般的である。これは、1つはコーポレート業務に関しては預金者保護が重大な問題となりにくい（企業は自衛できる、計算して行動することができる、と考えられる）ことによると思われるが、同時に、収益性が高いのではないかと思われるコーポレート業務について規制が厳しくないという事実はクリ

¹⁴ 詳細については、第3章第1節2参照。また、前掲注3も参照。

¹⁵ リテール業務がコーポレート業務に比べて収益性が低いとはいえ、かえって収益性が高くなる可能性はある。なぜなら、リテールの顧客は十分な競争力を有しないし、また、いったん囲い込まれると取引金融機関を臨機応変に変更するという行動を必ずしもとらないからである。また、規制当局も、預金者保護の観点から、金融機関が健全性を維持できるように、金融機関がある程度の収益を上げることができるような政策を採用する傾向がありうるからである。

ム・スキミングの懸念は必ずしも外国銀行のみに対する規制を設ける重要な根拠とはなっていないことを示唆するものであると解する余地がないわけではない。

もっとも、外国からの産業の進出を通じて、自国の産業の発展を図ろうとする場合に、外国の金融機関の進出を認めないと、工場などの設置を通じた外国企業の進出の妨げになるため、産業政策上、コーポレート関連業務を行うかぎりにおいて、外国銀行の営業を認めることが適当であるという考え方があるのかもしれない。また、コーポレート業務の顧客は短期的な視点から金融機関を選択せず、金融機関とコーポレート業務の顧客との間の関係が重視されるため、外国銀行がコーポレート関連業務に参入しても、地場金融機関の従来の顧客を——少なくとも、短期的あるいは中期的には——外国銀行に奪われることは少ないと考えられるからかもしれない。さらに、外国銀行にとっても、リテール市場よりも（とりわけ、自国の進出企業を主たる顧客とする）コーポレート市場の方が参入しやすいという面があり、（外国銀行の home country が host country に対して、通商交渉上、）外国銀行に対するコーポレート関連業務の開放を強く求める傾向にあることも、外国銀行に関するコーポレート業務についての制約はリテール業務についてのそれよりもかなり緩い理由の1つとして考えられよう。

第5節 外国資本による地場金融機関の株式の取得制限

外国資本による地場金融機関の株式の取得制限（第1章第3節参照）は、競争政策の観点からは正当化できないし（Transport Canada [2003: 30]）、銀行の健全性確保の観点からも合理的に説明する余地はほとんどないと考えられる。

もっとも、国家安全保障や経済政策などの観点からは、内国資本が地場金融機関の主要株主である場合には国の利益に従った意思決定が期待しやすいのに対し、外国資本が主要株主である場合には必ずしもそうではないということはいえるのかもしれない。銀行は金融政策における主要なチャンネルであり、そのようなチャンネルが外国資本の手に落ちることには抵抗があるのかもしれない¹⁶。

また、産業政策の観点から（外国資本によって支配されていない）地場金融機関が必要であるという見方もありえよう。すなわち、大銀行は国内の産業に対して持合いあるいは

¹⁶ Hoschka [1993: 110-111]参照。もっとも、Hoschka [1993: 111]はこのような主張は説得力を有さない、貸出しおよび預金の市場において競争があればあるほど、金融政策の実効性は高まると考えられると指摘している。

株式保有を通じて重要な影響を与えることができ、また、個々の会社の事業の方針をモニターする能力を有しているから、それらの会社の経営により多くの影響を与えるという観点から、銀行業は内国資本によって保有されることが望ましいという考え方である (Hoschka [1993: 110])。

さらに、——外国銀行にのみあてはまるものではないが——地場金融機関を取得しようとする者が上場している場合には、そのような者は上場していることによって、より低いコストで資金を調達できるため、競争上有利であるという主張がなされることがある (Hoschka [1993: 111, 117-118])。これは、低いコストで資金調達できる外国資本が、地場金融機関を買収することは、実質的に見て、競争上、内国資本が不利に扱われることになるという一般論にもつながる。

以上に加えて、金融機関の主要株主などが金融機関の貸出方針などに影響を与え、自らの利益を図るため、自らの個人企業などに対して、実質的には担保割れの貸付けをさせ、不良債権を増加させ、金融機関の財政状態の悪化あるいは破綻を生じさせたというような事態は日本（たとえば、一連の信用組合をめぐるスキャンダル）においても見られたところであり、金融機関の主要株主がだれであるかが金融機関の健全性に影響を与えることもたしかである。しかし、金融機関の主要株主にどのようなものになることが金融機関の健全性を損なうかに関する判断はきわめて困難である。したがって、地場金融機関の株式の取得に対する規制は、かりに、内外非差別的に行われるのであっても、しばしば、競争制限的に運用されるのが実態である (cf. Hoschka [1993: 110])。すなわち、監督当局が、主要株主規制上、ある者が主要株主として不適切であると判断する規準は必ずしも客観的ではなく、少なくとも、対外的には明らかにされていない、あるいは、監督当局の裁量に委ねられていることが少なくないため、競争制限的に運用されても、それを争うことは困難である。

第6節 事実上の参入障壁

アジア諸国においても、法令の明文上は、外国銀行と地場金融機関とを差別的に取り扱う旨が必ずしも定められていないとしても、免許の付与・条件や店舗開設の許可などが監督当局の裁量に委ねられているため（第5章第2節2参照）¹⁷、結果的に、差別的取扱い

¹⁷ 裁量に委ねられているため、不服を申し立てるなどの救済手段が存在しない。

がなされている場合が少なくないことはよく知られている。

また、かりに、監督当局が外国銀行を地場金融機関と平等に取り扱っているとしても、明文の規律ではなく、不文律が多く存在するため、経験を通じて学ばなければならないことが多いため、外国銀行にとっては、それが参入障壁となることがしばしば見られる¹⁸。

第7節 競争と金融機関の健全性

競争は金融機関の健全性に悪影響を与える可能性があるという主張がしばしばなされる(第1章第1節4参照)。

まず、一般論として、競争の激化が外部経済性および情報の非対称性という問題を深刻化させるおそれがあるという指摘がある(cf. Davis [1997: 537])。すなわち、競争が存在する場合に、競争があることによって、個々の売手が、生産コストを切り詰め、生産物の品質を引き下げることによって、利益マージンを高め、市場におけるシェアを高めようとするならば、情報の非対称性が市場の崩壊につながる可能性がある。このような場合には、買手は市場から退出するからである。激しい競争によってもたらされる可能性のある評判と関係の価値の下落によってこのような機会主義的な行動が誘発される可能性があるのである。

そして、銀行業について、さらに、激しい競争は銀行のリスク・テイキングを高め、一定の状況の下では、伝播的な取付けの可能性を高めることになるという指摘されている(Davis [1992: chap.7])。すなわち、競争が激化するにつれて、長期的に優位に立つために、銀行は意図的に貸出金利を引き下げようとするが、貸出金利の引下げは銀行の収益を減少させ、景気後退期における貸倒れをカバーできなくなり、破綻につながる可能性がある。ところが、新規参入者は既存の金融機関との競争上、貸出金利を過少にせざるをえないとともに、情報の非対称性のために、従来は貸出量が限定されていた借り手に対してまで過少な貸出金利による貸出しをする可能性がある。このような行動は、全面的なスプレッドの縮小のみならず、既存の金融機関が有していた情報の質の低下につながり¹⁹、信用状況の評価における過誤をより引き起こしやすくなる可能性があるからである。

もっとも、このことは、外国銀行に対して、地場金融機関と異なる規制を加える根拠となりうるものではない。

¹⁸ これは、1990年代までの日本法人および外国銀行の日本における銀行業などの免許の取得との関係でも存在していた問題である。なお、ドイツの保険会社についての規制について述べたものであるが、Finsinger & Pauly [1986: 4-5]参照。

第8節 外国銀行による市場の独占に対する懸念

外国銀行の参入を認めると、不適切な市場支配力を有するような巨大金融機関が形成され、国内市場における競争が損なわれるのではないか、その結果、競争政策上も預金者保護の観点からも国民経済上も望ましくない結果を生ずるのではないかという懸念があることも指摘できよう²⁰。

しかし、経験的には、ある一つの外国銀行が host country において独占的な地位を占めるということはみられず、むしろ、host country において地場金融機関が行使していた市場力を減殺し、競争を促進するという結果になっているというのが多くの実証研究が示すところである (Levine [1996])。

第9節 素朴な level playing field 論

多くのアジア諸国においては、外国銀行の参入を広く認める前に、地場金融機関の合併等による体力強化を図ろうとする動きが見られる。これは、弱小なあるいは小規模な地場金融機関と大きな、あるいは資金力が豊富な外国銀行とが競争することは、競争条件が異なる状態で競争をさせるようなものであるという発想に基づくものであるとも解される。すなわち、外国銀行とわたり合えるような地場金融機関を育成して、国内市場で（ひいては国際市場で）競争させることこそが、同じ土俵での競争であるという認識に立っているということもできよう。国際市場で競争できない（国際的な業務あるいは国外の業務によって収益を上げることができない）地場金融機関と国際的なネットワークを有する外国銀行とを競争させることは、形式的には競争を促進するものであるが、そのような競争は公正ではない²¹という、やや素朴な認識に基づいて、外国銀行に対して、地場金融機関とは異なる規制、少なくとも、現段階においては競争制限的な規制を加えているのが、多くのアジア諸国であると評価することが適切なのかもしれない。

¹⁹ Besanko & Thakor [1993]参照。

²⁰ ヨーロッパにおける議論であるが、たとえば、Vives [1991: 24]; Neven [1990: 176]など参照。

²¹ たとえば、ボクシングにおいて、ミニムム級の選手とヘビー級の選手とを試合させることは公平なのかという問題と似た発想なのではないかと推測される。

[参考文献]

- Bernanke, Ben S. [1983] “Non-monetary Effects of the Financial Crisis in the Propagation of Great Depression,” *American Economic Review*, 73(3), pp. 257-276.
- Besanko, David and Anjan V. Thakor [1993] “Relationship Banking, Deposit Insurance and Bank Portfolio Choice,” in Colin Mayer and Xavier Vives (eds.), *Capital Markets and Financial Intermediation*, Cambridge University Press, pp. 292-327.
- Cecchini, Paolo [1988] *The European Challenge 1992: The Benefits of a Single Market*. (田中素香 (訳) 『EC 市場統合・1992年』 東洋経済新報社、1988年)
- Cerutti, Eugenio, Giovanni Dell’Ariccia and Maria Soledad Martínez Pería [2005] *How Banks Go Abroad: Branches or Subsidiaries?*, World Bank Policy Research Working Paper 3753.
- Conklin, David and Donald Lecraw [1997] “Restrictions on Foreign Ownership during 1984-1994: Developments and Alternative Policies,” *Transnational Corporations*, 6(1), pp. 1-30.
- Darby, Michael R. and Edi Karni [1973] “Free Competition and the Optimal Amount of Fraud,” *Journal of Law and Economics*, 16(1), pp. 67-88.
- Davis, E. Philip [1992] *Debt, Financial Fragility and Systemic Risk*, Oxford University Press.
- ____ [1997] “Problems of Banking Regulation — An EC Perspective”, in Goodhart, Charles .A. E. (ed.), *The Emerging Framework of Financial Regulation*, Central Bank Publications.
- Del Negro, Marco and Stephan J. Kay [2002] “Global Banks, Local Crisis: Bad News from Argentina,” *Economic Review* (Federal Reserve Bank of Atlanta), 87(3), 3rd quarter, pp. 1-18. Available at <http://www.frbatlanta.org/filelegacydocs/delnegro_kay03.pdf> (visited March 26, 2007).
- Diamond, Douglas W. and Philip H. Dybvig [1983] “Bank Runs, Deposit Insurance, and Liquidity,” *Journal of Political Economy*, 91(3), pp. 401-419.
- Finsinger, Jorg and Mark V. Pauly [1986] “Introduction,” in Jorg Finsinger and Mark V. Pauly (eds.), *The Economics of Insurance Regulation*, Macmillan, pp. 1-23.
- Globerman, Steven [1999] *Implications of Foreign Ownership Restrictions for the Canadian Economy: A Sectoral Analysis*, Industry Canada.
- Hoschka, Tobias C. [1993] *Cross-border Entry in European Retail Financial Services: Determinants, Regulation and the Impact on Competition*, St. Martin’s Press.

- Levine, Ross [1996] "Foreign Banks, Financial Development, and Economic Growth," in Barfield, Claude E. (ed.), *International Financial Markets: Harmonization versus Competition*, AEI Press, pp. 224-255.
- Montinola, Gabriella and Ramon Moreno [2001] "The Political Economy of Foreign Bank Entry and its Impact: Theory and a Case Study," *Pacific Basin Working Paper Series*, Working Paper No.PB01-11, Center for Pacific Basin Monetary and Economic Studies, Economic Research Department, Federal Reserve Bank of San Francisco.
- Nelson, Phillip [1970] "Information and Consumer Behavior," *Journal of Political Economy*, 78(2), pp. 311-329.
- Neven, Damien [1990] "Structural Adjustment in European Retail Banking: Some Views from Industrial Organization," in Jean Dermine (ed.), *European Banking in the 1990's*, Basil Blackwell, pp. 153-178.
- Shapiro, Carl [1983] "Optimal Pricing of Experience Goods," *Bell Journal of Economics*, 14(2), pp. 497-507.
- Transport Canada (Policy Research Branch, Strategic Policy Directorate, Policy Group) [2003] *Restrictions on Foreign Ownership in Canada*, TP 14500E, (August). Available at <<http://www.tc.gc.ca/pol/en/report/research/tp14500e/tp14500e.pdf>> (visited March 26, 2007).
- Task Force on the Future of the Canadian Financial Services Sector [1998a] *Change, Challenge, and Opportunity*, (September). Available at <http://www.fin.gc.ca/taskforce/rpt/pdf/Main_E.pdf> (visited March 26, 2007).
- _____ [1998b] *Competition, Competitiveness, and the Public Interest*, Background Paper #1, (September). Available at <http://www.fin.gc.ca/taskforce/rpt/pdf/BG1_E.pdf> (visited March 26, 2007).
- Vives, Xavier [1990] "Deregulation and Competition in Spanish Banking," *European Economic Review*, 34(2/3), pp. 403-411.

表1 外銀規制の比較

		韓国	中国	香港	シンガポール	マレーシア*	インドネシア	タイ	フィリピン
支店形態の進出の可否	既存	可能	可能	可能	可能	不可	可能	可能	可能
	新規	可能	現法化を推進	可能	可能	不可	一定の要件を満たす場合にのみ可	現在は不可	現在は不可
現地法人形態の進出の可否	既存		不可	可能	可能	可能(原則1国1行)	可能	可能	可能
	新規	実態として不可	推進	可能	可能	不可	可能(ただし、合弁形態をとらなければならない、外資は99%まで)	現在は不可	可能(60%まで)。但し、2007年6月13日まで、既存現地法人(地銀、信用組合銀行を除く)の100%買収
店舗規制	支店形態	原則として1店舗に限定(新設には金融監督委員会の認可を)	1都市1店舗/認可は当局の裁量	特になし	ライセンスの種類による制約あり	n.a.	中央銀行の許可を要するが、明示的な規制はなし	1店舗に限定	規制あり
	現地法人形態	特になし	n.a.	特になし	なし	4店舗まで	特になし	3-4店舗に限定	6店舗に限定(当初3店舗は現法の選択、残り3店舗は中銀 Monetary Board による指定)
追加的業務規制	支店形態	特になし	人民元業務としては国内居住者の個人預金としての100万円以上の定期預金のみ。また、クレジットカード業務は認められない	特になし	ライセンスの種類による制約あり	n.a.	特になし	特になし	特になし
	現地法人形態	特になし	国債の元利払の代理業務・引受け及び金融債の発行はできない	特になし	なし	規制あり	特になし	特になし	n.a.
支店形態の場合の		あり	2億元	なし	あり	n.a.	あり		あり(下限)
地場銀行の支配権取得規制			不可(20%以下)。25%以上取得すると外国銀行扱い	特になし	実態として不可	免許を受けている銀行であれば、払込済資本額の5%以内	商業銀行については99%まで取得可能(庶民信用銀行への資本参加はできない)	特になし(1997年から10年間の時限措置)	地銀、貯蓄組合銀行への出資不可、その他は上限60%
預金保険		外国銀行支店を含む	預金保険なし	外国銀行支店を含む	外国銀行支店を含む	外国銀行支店を含む	外国銀行支店を含む	預金保険なし	外国銀行支店を含む

(出所) 筆者作成。

(注) * イスラム金融機関を除く。

(このページは白紙です)